

静岡県有機農業推進計画

令和4年3月

静岡県経済産業部

目 次

| | | |
|------------|-----------------------------------|-----------|
| 第 1 | 計画の趣旨 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | |
| 2 | 計画の位置付け | |
| 3 | 計画期間 | |
| 第 2 | 有機農業の定義 | 3 |
| 1 | 有機農業の定義 | |
| 第 3 | 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項 | 4 |
| 1 | 本県における取組状況 | |
| | (1) 有機農業の取組面積と取組農業者数 | |
| | (2) 有機農産物を購入したことのある人の状況 | |
| | (3) 環境保全型農業直接支払制度を活用した有機農業の推進状況 | |
| 2 | 目標設定の考え方 | |
| 3 | 推進及び普及の目標 | |
| | (1) 有機農業の生産に係る目標 | |
| | (2) 有機食品の消費に係る目標 | |
| 第 4 | 有機農業の推進のための施策に関する事項 | 10 |
| 1 | 有機農業の生産拡大に向けた施策 | |
| | (1) 有機農業に取り組む人材の育成・支援に関する施策 | |
| | ①有機農業の取組に対する支援施策 | |
| | ②新たに有機農業を行おうとする者に対する施策 | |
| | (2) 有機農業の産地づくりに関する施策 | |
| 2 | 有機農産物等の消費の拡大に向けた施策 | |
| | (1) 有機農産物の販売機会の多様化に関する施策 | |
| | ①有機農産物の流通・加工・販売に関する施策 | |
| | ②有機 J A S を取得しやすい環境づくり | |
| | (2) 消費者の理解確保に向けた施策 | |
| | ①消費者の理解と関心の増進に関する施策 | |
| | ②有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策 | |
| 3 | 技術の開発と普及の促進 | |
| 第 5 | その他有機農業の推進に関し必要な事項 | 14 |
| 1 | 有機農業の推進体制の整備 | |
| | (1) 県における推進体制の整備 | |
| | (2) 市町における推進体制の整備 | |
| | 【参考資料】 | 15 |
| | 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和 2 年 4 月 4 日) | |

第1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものである。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物（以下「有機農産物」という。）やその加工品（以下「有機食品」という。）の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業政策上において重要である。

静岡県では、平成18年（2006年）12月に成立した「有機農業の推進に関する法律」（以下、「有機農業推進法」という。）を踏まえ、平成21年（2009年）2月に、静岡県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）を策定、平成26年3月には推進計画の改定を行い、有機農業を推進してきた。

国は、令和2年（2020年）4月に、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する新たな基本方針」を策定した。


また、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まり、農業生産においても化学農薬・化学肥料の使用量削減等の環境負荷低減が求められる中、令和3年（2021年）5月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和32年（2050年）に有機農業の取組面積を耕地面積の25%に拡大するという目標を掲げた。


本県においても、こうした動きに適切に対応して、有機農業の更なる拡大を図る必要があることから、これまでの推進計画を見直し、県が取り組む施策を具体的に示すものである。

みどりの食料システム戦略(概要)
～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化
地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、肉食拡大
- SDGsや環境への対応強化 等

**「Farm to Fork 戦略」**
2030年までに
化学農薬の使用及び
リスクを50%減、
有機農業を25%に拡大

**「農業イノベーション
アジェンダ」**
2050年までに
農業生産量40%増加
環境フットプリント半減

2050年までに目指す姿

- ・農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現
- ・低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により、化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- ・2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- ・2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- ・エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ・ニホンウナギクロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

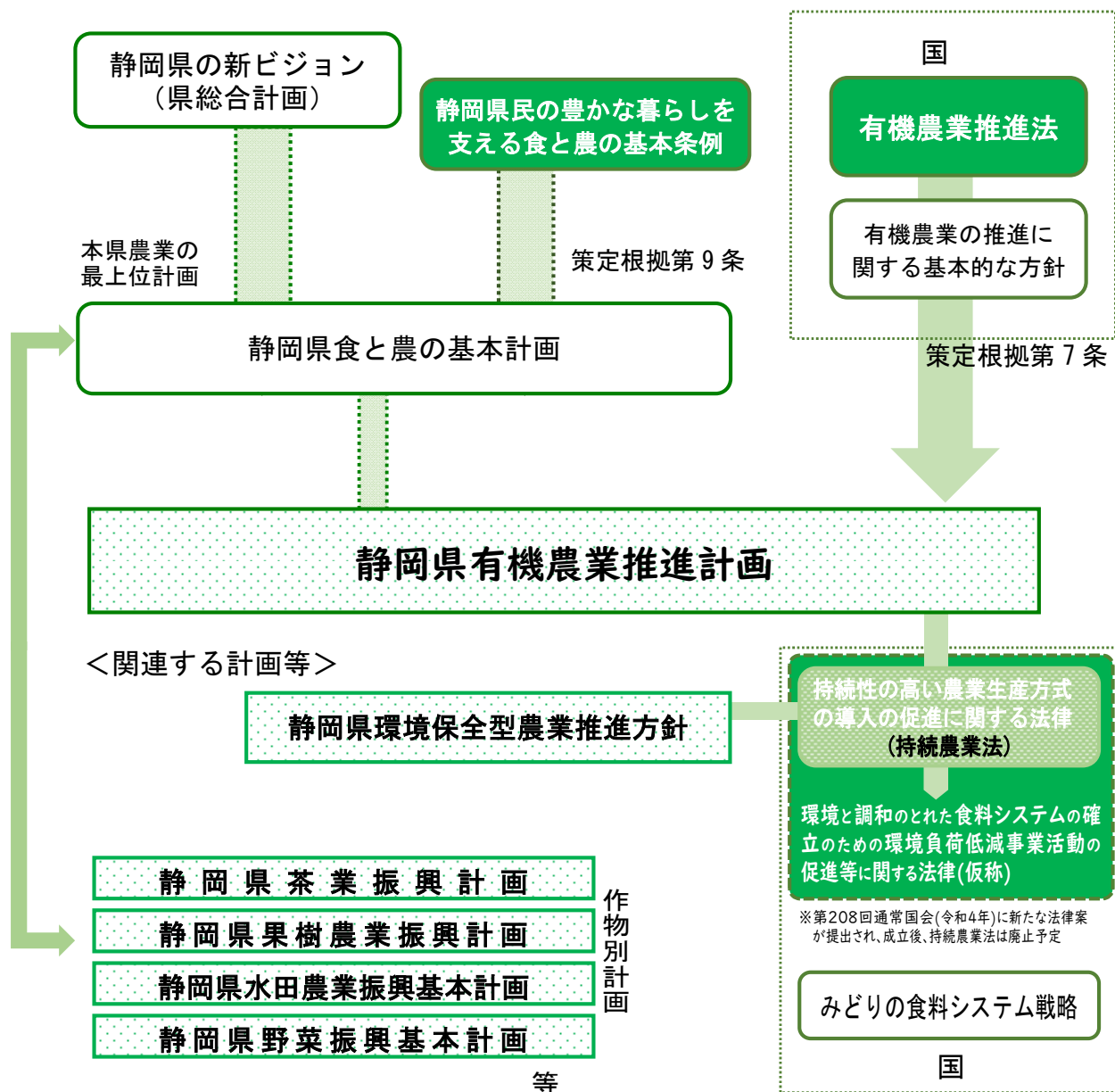
戦略的な取組方向

- ・2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
- ・2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、政策手法のグリーン化を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

2 計画の位置付け

本推進計画は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものである。また、「静岡県総合計画」の分野別計画として本県農業の最上位計画に位置づけられる「静岡県食と農の基本計画」（令和4年(2022年)3月策定)に沿った施策別計画として位置付ける。

【計画の位置付け】



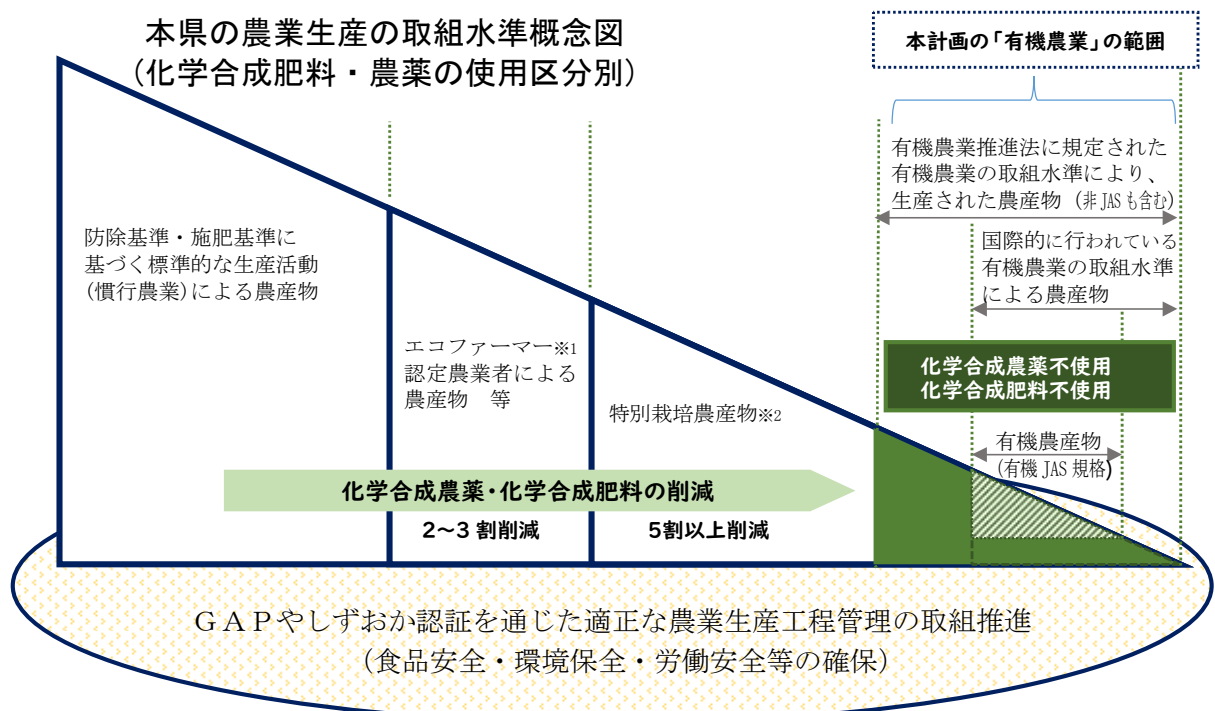
3 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間とする。なお、状況の変化に対応するため、5年程度を目処に見直しを行うこととする。

第2 有機農業の定義

1 有機農業の定義

本推進計画において、「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定される「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいう。



※1 エコファーマー:「持続性の高い農業生産方針の導入の促進に関する法律」に基づき県が策定した指針を踏まえて、省令技術(土づくり及び化学合成農薬・化学肥料の使用削減に関して国が定めた生産方式)の導入計画を立て、知事又は政令市長の認定を受けた農業者。指針は、投入窒素の総量の上限を定め、化学肥料施用量と化学合成農薬の延使用回数を県慣行基準から2~3割削減することを目標とする。

※2 特別栽培農産物:化学肥料(窒素成分)の施用量及び化学合成農薬の総使用回数を県の慣行基準から5割以上削減したことを流通事業者等、地域農業に精通したものが確認する仕組み。確認方法や表示方法については、国が定めたガイドラインに準拠。

【参考】国際基準の有機農業等の定義

◆コーデックス委員会※『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン』によると、“有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである”とされている。

※コーデックス委員会は消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的に1963年にFAO(国際連合食糧農業機関)及びWHO(世界保健機構)により設置された国際的政府機関。国際食品規格の策定等を行っており日本は1966年から加盟。

◆コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)」には、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じている
 - ・播種・種つけ前2年以上及び栽培中に、化学肥料や化学合成農薬を使用しない
 - ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない
- などが記載されている。

第3 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 本県における取組状況

(1) 有機農業の取組面積と取組農業者数

本県における有機農業の取組面積は、平成28年(2016年)の465haをピークとして、令和元年(2019年)まで減少傾向だったが、令和2年(2020年)は増加に転じ418haとなった。作目別では、茶の占める割合が高く、有機農業推進法施行(平成18年(2006年)12月)直後は有機農業の全取組面積197haのうち、茶が149haで約4分の3を占めていた。次第に水稻、野菜などの取組面積が増加し、令和2年(2020年)は全取組面積418haのうち、茶以外の品目が220haと半分以上を占めている。

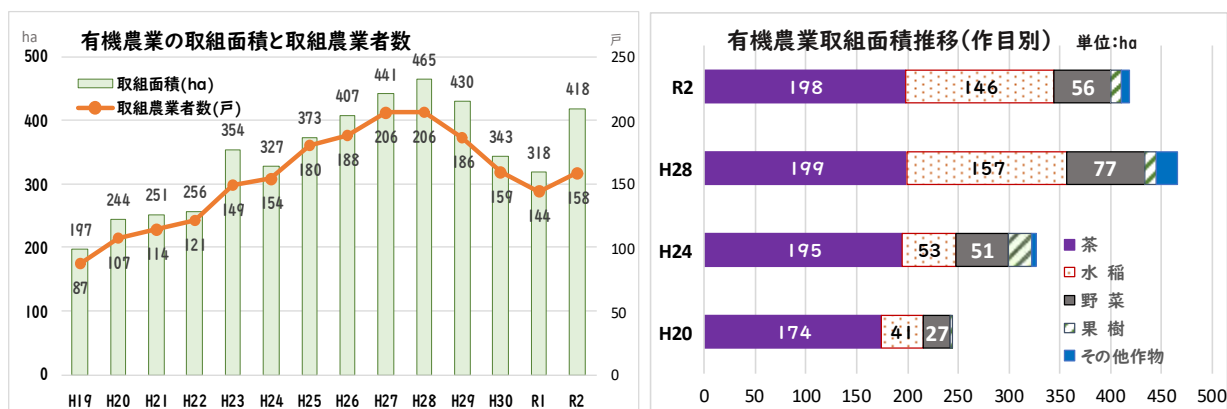
令和2年(2020年)調査では、158の農業者が有機農業に取り組んでいるが、約半数が1ha未満であり、1者あたりの取組規模は小さい。

◆有機農業の取組面積と取組農業者数

(単位:ha、者)

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 栽培面積 | 197 | 244 | 251 | 256 | 354 | 327 | 373 | 407 | 441 | 465 | 430 | 343 | 318 | 418 | |
| 作目別 | 茶 | 149 | 174 | 184 | 166 | 196 | 195 | 207 | 209 | 226 | 199 | 242 | 220 | 193 | 198 |
| | 水稻 | 29 | 41 | 26 | 37 | 93 | 53 | 52 | 119 | 125 | 157 | 102 | 67 | 61 | 146 |
| | 野菜 | 18 | 27 | 32 | 43 | 46 | 51 | 50 | 58 | 63 | 77 | 66 | 39 | 43 | 56 |
| | 果樹 | 1 | 2 | 4 | 4 | 14 | 23 | 56 | 15 | 18 | 12 | 11 | 10 | 13 | 11 |
| | その他作物 | 0 | 0 | 5 | 6 | 6 | 5 | 8 | 6 | 9 | 20 | 9 | 7 | 8 | 8 |
| 取組農家数 | 87 | 107 | 114 | 121 | 149 | 154 | 180 | 188 | 206 | 206 | 186 | 159 | 144 | 158 | |

静岡県地域農業課調べ



◆令和2年 有機農業の取組農業者数(規模別)

(単位:戸)

| 規模 | 0.5ha未満 | 0.5~1ha | 1~2ha | 2~3ha | 3~5ha | 5~10ha | 10ha以上 | 合計 |
|-------|---------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 農業者数 | 40 | 35 | 33 | 18 | 12 | 11 | 9 | 158 |
| 主な生産物 | 茶 | 11 | 13 | 15 | 12 | 11 | 4 | 70 |
| | 水稻 | 3 | 6 | 5 | 2 | 1 | 5 | 26 |
| | 野菜 | 22 | 13 | 11 | 3 | 0 | 1 | 50 |
| | 果樹 | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| | その他作物 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |

静岡県地域農業課調べ

一部の農業者は、有機農業で複数の作目を栽培しており、令和2年の取組数はのべ219件であった。

そのうち有機JAS認証を取得している取組は、全体では73件で3割程度だが、茶では7割以上が認証を取得している。

◆令和2年 有機農業取組数(作目別)

| | | JAS | 非JAS |
|-------|-----|-----|------|
| 茶 | 75 | 54 | 21 |
| 水稲 | 32 | 5 | 27 |
| 野菜 | 75 | 10 | 65 |
| 果樹 | 23 | 3 | 20 |
| その他作物 | 14 | 1 | 13 |
| 合計 | 219 | 73 | 146 |

静岡県地域農業課調べ

(2) 有機農産物を購入したことがある人の状況

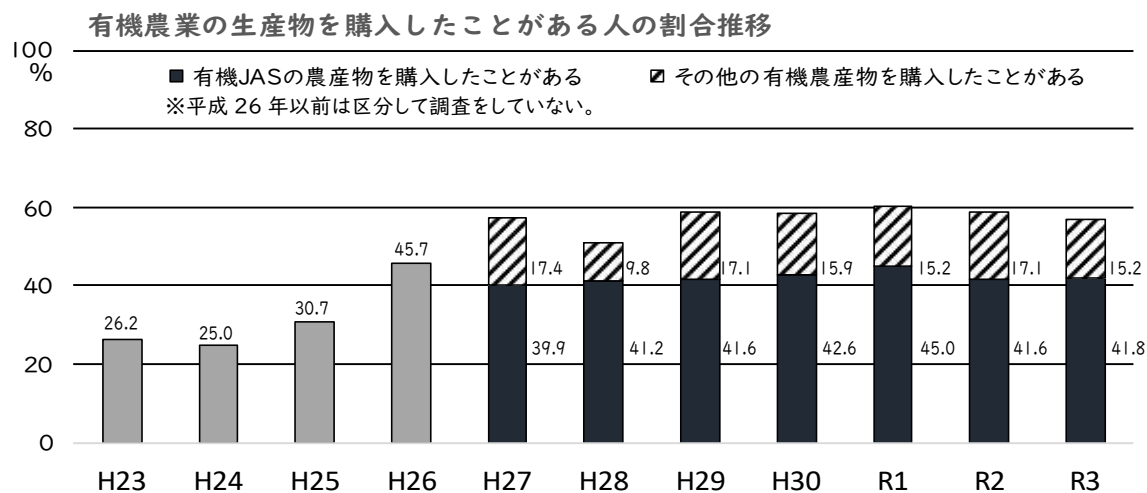
有機農業で生産された農産物を購入したことがある人の割合は、年によって変動があるものの、近年は6割近くで推移している。

また、有機農業で生産された農産物を購入したことがある人のうち、7割超が有機JAS認証の表示のある農産物を購入したことがあると回答している。

◆有機農業で生産された農産物を購入したことがある人の割合

| 調査年 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 有機農産物を購入したことがある人の割合(%) | 26.2 | 25.0 | 30.7 | 45.7 | 57.3 | 51.0 | 58.7 | 58.5 | 60.2 | 58.7 | 57.0 |

静岡県インターネットモニターアンケート



有機農産物の日本農林規格(有機JAS)

国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)」の基準に従って生産が行われたことを、第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示できる。(認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示はできない。)

また、有機JAS認証は国家間での有機認証体制の「同等性」が、EU加盟国、米国、スイス、カナダ、英国、台湾で承認されており、これらの国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。



(3) 環境保全型農業直接支払制度を活用した有機農業の推進状況

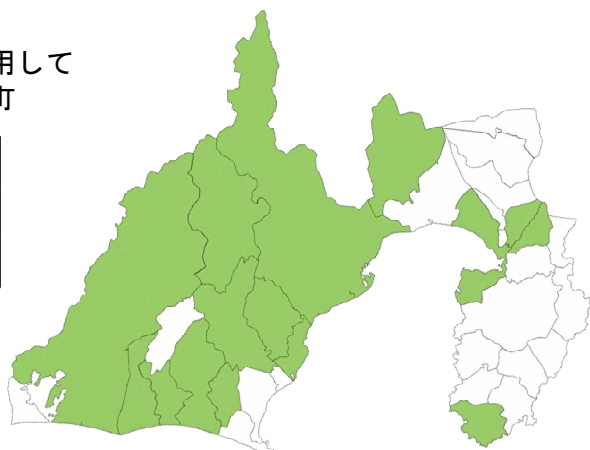
市町では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払交付金制度を活用して有機農業等を推進している。

令和2年度には、この交付金を活用する17市町のうち15市町が有機農業を対象とした支援を実施している。

◆環境保全型農業直接支払(環境直払)を活用して有機農業を対象とした支援を実施した市町

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 環境直払を実施した市町 | 19 | 20 | 20 | 19 | 19 | 17 |
| 有機農業を対象とした支援を実施 | 19 | 20 | 20 | 18 | 15 | 15 |

<令和2年度に支援を実施した市町>
南伊豆町、沼津市、三島市、函南町、富士宮市
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、川根本町、
掛川市、磐田市、袋井市、菊川市、浜松市



静岡県地域農業課調べ

環境保全型農業直接支払制度

※平成23年度から平成26年度までの環境保全型農業直接支払対策として行われていた化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組への支援事業が平成27年度に法制化。

■制度趣旨

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年6月20日法律第78号)に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援する。

■対象者

- ① 農業者の組織する団体(複数の農業者等によって構成される任意組織)
- ② 単独の農業者(個人・法人)は、以下のいずれに該当し、市町が特に認める者
 - ・ 集落の一定割合以上の農地で対象活動を行う農業者
 - ・ 他の農業者と連携して環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者
 - ・ 複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)

■支援内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と併せて行う対象取組(右表参照)に対して支援する。
支援額は国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担する。

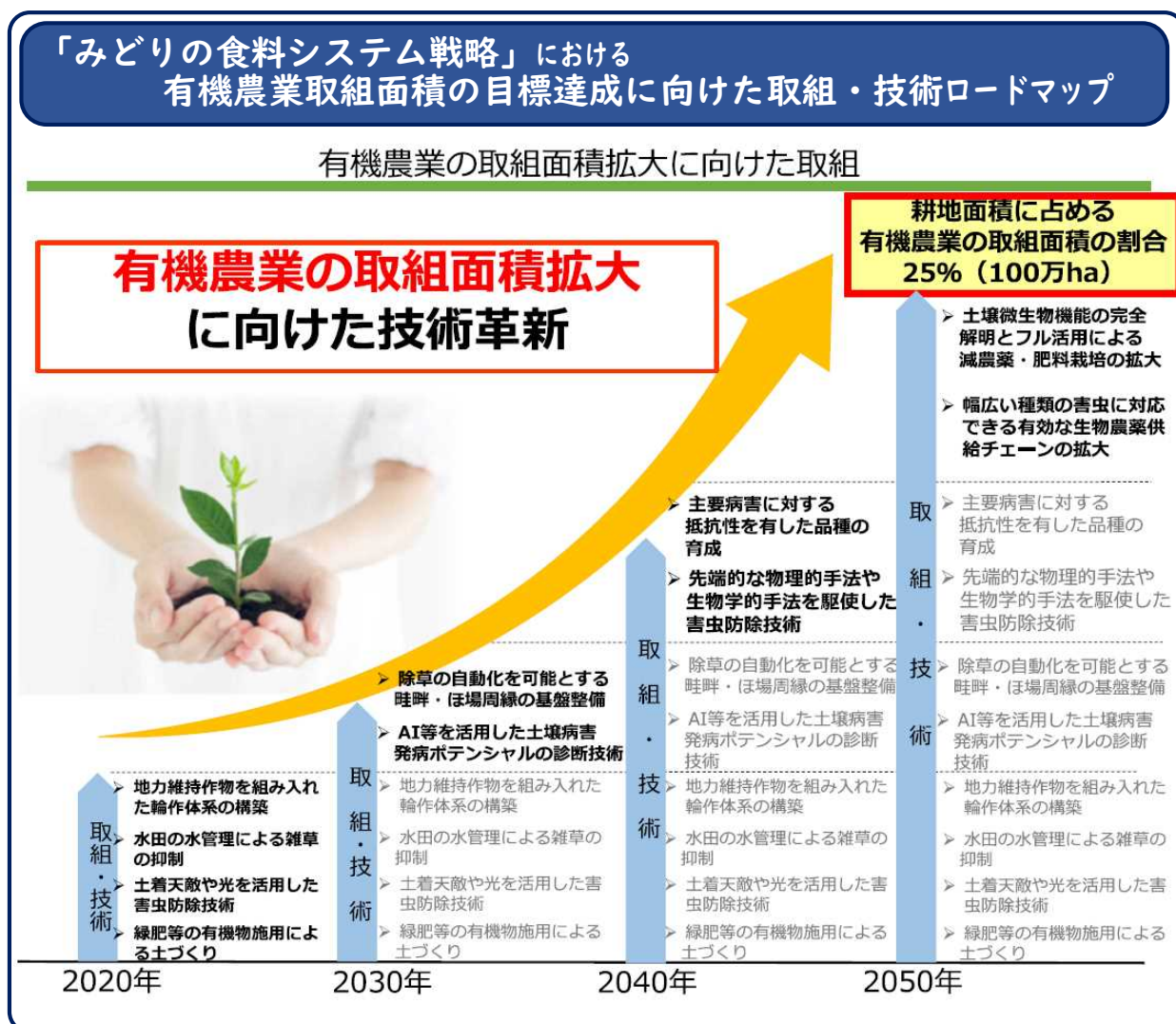
| 取組内容(令和3年度現在) | | 交付単価 (10aあたり) | 備考 | |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|--------|--|
| 有機農業 | そば等穀物、飼料作物以外 | 12,000円 | 全国共通取組 | |
| | うち、炭素貯留効果が高い取組を追加する場合 | 14,000円 | | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 | | |
| 堆肥の施用(炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用) | 4,400円 | 県特認 | | |
| カバークロープ | 6,000円 | | | |
| リピングマルチ | | 5,400円 | | |
| | {うち、小麦、大麦等} | (3,200円) | | |
| 草生栽培 | | 5,000円 | | |
| 不耕起播種(麦、大豆) | | 3,000円 | | |
| 長期中干し(水稲) [14日以上の中干し] | | 800円 | | |
| 秋耕(水稲) [主作物の収穫後(秋季)に耕うん] | | 800円 | | |
| 水稲におけるIPM(総合的病害虫・雑草管理)の実践 | | 4,000円 | | |

2 目標設定の考え方

SDGsや環境に対する関心が国内外で高まり、農業生産においても環境負荷低減が求められている中で、国は「みどりの食料システム戦略」において、2050年に耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目標に掲げている。

有機農業は、環境への負荷を低減する反面、収穫量や品質が不安定となるなどの課題があることから、国は2030年までは現場で実践されている技術を普及しつつ、革新的な技術開発を進めることとしている。県においても、国の基本方針や県内の有機農業の実情を踏まえ、取組面積の目標を設定する。

また、有機農業の拡大にあたっては、有機農業の価値を評価する消費者意識の醸成により、国内外の市場を拡大していくことが不可欠であることから、県においても県民の有機食品の消費拡大を目標に定めていく。



3 推進及び普及の目標

(1) 有機農業の生産に係る目標

| 項目 | 基準値[年] | 目標値[年] |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 有機農業の取組面積 | [2021年] 418ha | [2030年] 820ha |
| 【参考】国の生産の目標 | [2017年] | [2030年] |
| 有機農業の取組面積 | 24千ha | 63千ha |
| 有機農業者数 | 12千人 | 36千人 |

国の基本方針では、有機農業の取組面積を令和12年(2030年)に63千haとする施策目標を設定している。

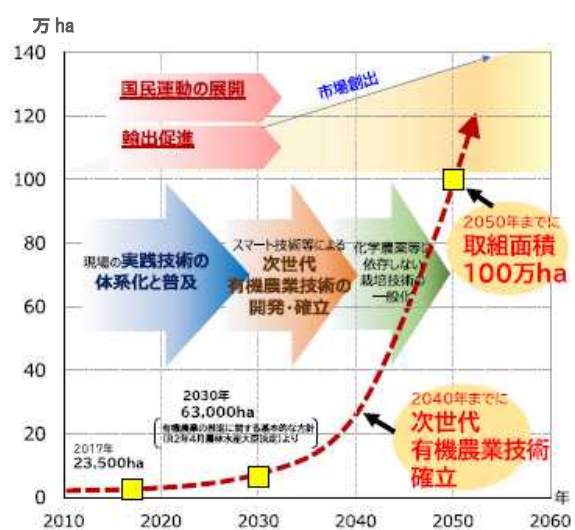
県においても、国や市町等と連携した産地づくりを推進するなどして、有機農業の取組面積を令和12年(2030年)に820haに引き上げることを目指す。

目標の実現のため、農業者が有機農業に従事することが円滑にできるよう人材育成に向けた取組を推進するとともに、有機農業の生産技術の共有化、新技術の開発、普及を図る。

「みどりの食料システム戦略」における有機農業の取組拡大のロードマップ

国は、「みどりの食料システム戦略」において、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大することを目標とした。

2030年までは、実践技術の体系化と普及を図ることで、有機農業者の底上げ・裾野の拡大を図り、63,000haまで取組面積を広げるとしている。



(2) 有機食品の消費に係る目標

| 項目 | 基準値[年] | 目標値[年] |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 有機食品を週1回以上利用する消費者の割合 | [2021年] 14.8%(参考値) | [2030年] 25% |
| 【参考】国の有機食品需要見通しと消費の目標 | [2017年] | [2030年] |
| 有機食品の需要見通し | 1,850億円 | 3,280億円 |
| 有機食品市場に対する国産シェア | 約60%(推計値) | 84% |
| 有機食品を週1回以上利用する消費者の割合 | 17.5% | 25% |

国の基本方針では、国内外での有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給するために、有機食品市場に対する国産シェアを84%に拡大する施策目標を立て、この施策目標の実現に向け有機食品を週1回以上利用する消費者の割合を令和12年(2030年)には25%に引き上げる取組目標を設定している。

県としても、有機農業に対する消費者の理解の増進、需要の喚起を行い、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合を令和12年(2030年)には25%に引き上げることを目指す。

目標の実現のため、食育、地産地消、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携を促進し、有機農業に対する消費者の理解の増進、需要の喚起を行う。

有機食品の消費状況アンケート (令和3年11~12月実施 回答数325)

令和3年(2021年)11月に静岡県地域農業課が実施したウェブアンケート調査の結果では、99%の人が「有機」「オーガニック」という言葉を知っていたが、表示に関する規制まで正確に知っているのは18.5%だった。

また、有機食品の購入や外食等の頻度は、「気にしたことがない」がもっとも多く約4割で、次いで「ほとんど利用しない」が26.8%、「月1~2回(月1回以上)」18.8%と続き、週に1回以上、有機食品を利用する人は14.8%であった。

| 質問 | 回答 | 比率 |
|--------------------|---------------|-------|
| 「有機」という言葉の認知度 | 知っている | 99.1% |
| | 知らなかった | 0.9% |
| 有機やオーガニックという言葉の理解度 | 正確に知っていた | 18.5% |
| | 大体知っていた | 56.0% |
| | 知らなかった | 25.5% |
| 有機食品の購入や、外食等の頻度 | ほぼ毎日 | 3.7% |
| | 週に1~2回(週1回以上) | 11.1% |
| | 月に1~2回(月1回以上) | 18.8% |
| | ほとんど利用しない | 26.8% |
| | 気にしたことがない | 39.7% |

第4 有機農業の推進のための施策に関する事項

1 有機農業の生産拡大に向けた施策

有機農業に取り組む農業者や新たに有機農業を行おうとする者に対し、以下のよう
な取組を推進し、農業者が有機農業に従事することが円滑にできるよう努める。

(1)有機農業に取り組む人材の育成・支援に関する施策

①有機農業の取組に対する施策

- ア 県は、県内の有機農業の取組の実態や、先進的な有機農業の生産者の生産技術や経営状況等を把握するための調査を行い、調査で得られた情報を有機農業に取り組む農業者や関係機関・団体等に対して発信する。
- イ 有機農業の取組や有機JAS制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成、指導員による現地指導、有機農業栽培指針（平成25年策定）の見直し等、生産現場における普及指導体制の整備を進める。
- ウ 県内の有機農業の生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、企業、大学、研究機関、行政等の関係者からなるプラットフォームを設立し、会員相互の交流を通じて、生産技術の共有や、新技術の開発、普及を推進する。
- エ 有機農業をはじめとするSDGsに貢献する取組を行う生産者を認証する制度を創設し、生産者と実需者・消費者との価値の共有により、生産と消費の好循環を加速するよう努める。
- オ 環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等を検証し、産地に適したグリーンな栽培体系への転換、定着を図る農業者等の取組を支援する。
- カ 堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等を支援する。
- キ 国や市町等と連携して、国際水準の有機農業等に取り組む農業者を、環境保全型農業直接支払制度の活用等により支援する。
- ク 有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のために、国が構築を進める土壌診断データベース等を活用した、科学的データに基づく土づくりを支援する。

②新たに有機農業を行おうとする者に対する支援施策

- ア 県は、県内の有機農業の取組の実態や、先進的な有機農業の生産者の生産技術や経営状況等を把握するための調査を行い、調査で得られた情報を有機農業に取り組む農業者や関係機関・団体等に対して発信する。【再掲】
- イ 新規就農者等が新たに有機農業を開始する際に、販路開拓に資する有機JAS等に関する研修や補助制度に関する情報提供等の支援を行う。
- ウ 有機農業に取り組む農業者や関係機関等と連携して、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、就農相談や技術指導等の支援を行う。
- エ 新規就農者等のための経営計画の作成や、就農に向けた研修及び経営の確立までの支援策等を活用した支援に努める。

(2)有機農業の産地づくりに関する施策

- ア 県は、県内の有機農業の取組の実態や、先進的な有機農業の生産者の生産技術や経営状況等を把握するための調査を行い、調査で得られた情報を有機農業に取り組む農業者や関係機関・団体等に対して発信する。【再掲】
- イ 有機農業推進のモデル的先進地区を創出を図るため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなど、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町等を国と連携して支援する。
- ウ 茶をはじめとした海外での有機食品に対する需要の高まりに対応し、生産段階、加工段階での有機 J A S 認証の取得を促進するなど、有機農産物の産地づくりを支援する。
- エ 県内の有機農業の生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、企業、大学、研究機関、行政等の関係者からなるプラットフォームを設立し、会員相互の交流を通じて、生産技術の習得、集出荷の合理化やロット拡大、販路開拓等を図り、安定的でニーズに応じた生産や供給体制の整備に努めるとともに、取組の事例を情報発信する。
- オ 人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構(農地バンク)の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

2 有機農産物等の消費の拡大に向けた施策

消費者の需要の高度化、多様化に対応し、有機農産物や有機食品の需要を喚起するため、販売機会の多様化及び消費者理解の増進等の取組を推進し、消費者や実需者が容易に有機農産物等を入手できる環境づくりと、有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図る。

(1)有機農産物の販売機会の多様化に向けた施策

①有機農産物の流通・加工・販売に関する施策

- ア 有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費に関して、有機農業者等と消費者との間の積極的な情報受発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努める。
- イ 県内の有機農業の生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、企業、大学、研究機関、行政等の関係者からなるプラットフォームを設立し、会員相互の交流を通じて、生産者と実需者の間の意見交換や商談の促進、加工需要の拡大、多様な売り場の確保の実現に向けた取組を推進する。
- ウ 茶をはじめとした海外での有機食品に対する需要の高まりに対応し、生産段階、加工段階での有機 J A S 認証を促進するなど、有機農産物の輸出体制づくりを支援する。

②有機 J A S 認証を取得しやすい環境づくり

- ア 有機農業の生産者が、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 J A S 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、J A S 法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）等の知識の習得及び制度の周知・活用に向けた講習会等を開催する。
- イ 新規就農者等が新たに有機農業を開始する際に、販路開拓に資する有機 J A S 等に関する研修や補助制度に関する情報提供等の支援を行う。[再掲]
- ウ 有機農業の取組や有機 J A S 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成、指導員による現地指導、有機農業栽培指針（平成 25 年策定）の見直し等、生産現場における普及指導体制の整備を進める。[再掲]

(2)消費者の理解確保に向けた施策

①消費者の理解と関心の増進に関する施策

- ア インターネットを活用した有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、研修会の開催等を通じ、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。
- イ J A S 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、G A P や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に努める。
- ウ 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者等に対し、研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

②有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

- ア 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。
- イ 有機農業の生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、企業、大学、研究機関、行政等の関係者からなるプラットフォームを設立し、有機農業を活かして地域振興につなげているモデル的先進地区等、有機農業を地域で支える取組事例の共有や、周知を行う。
- ウ 有機農業をはじめとする S D G s に貢献する取組を行う生産者を認証する制度を創設し、生産者と実需者・消費者との価値の共有により、生産と消費の好循環を加速するよう努める。[再掲]

3 技術の開発と普及の促進

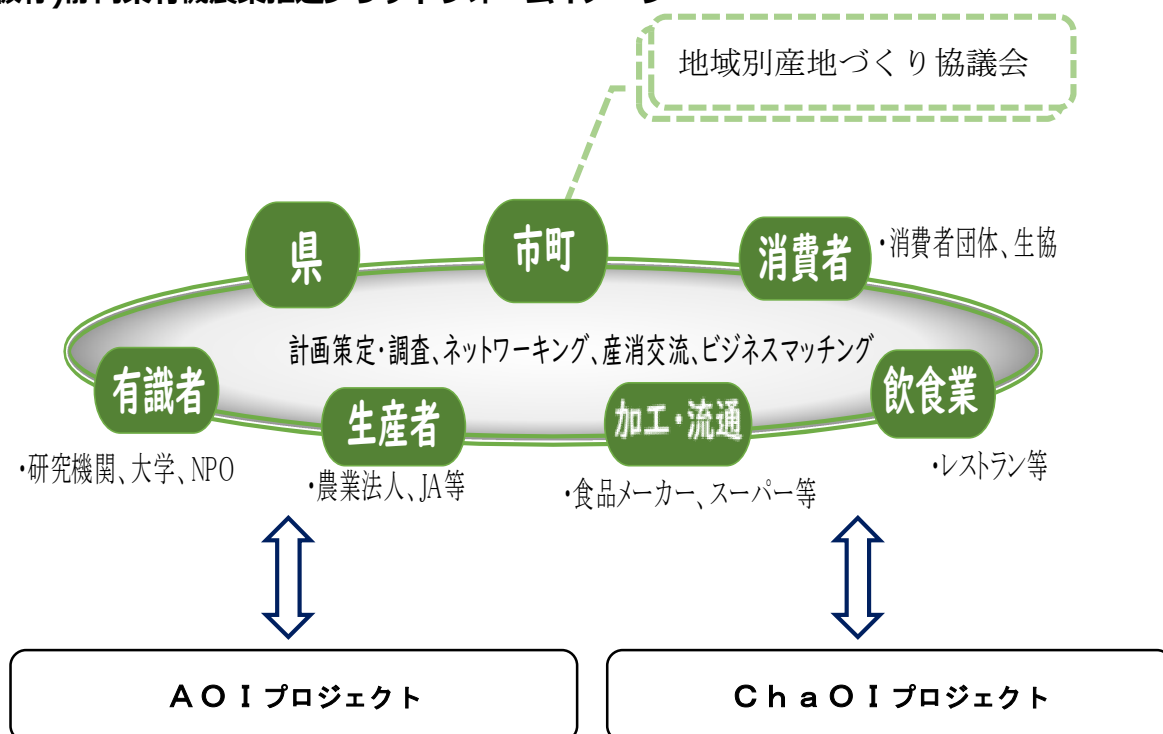
ア 試験研究機関や大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術情報の収集に努めるとともに、これらの技術を適切に組み合わせる事等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系の確立や、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組む。

イ 有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者のニーズを的確に把握し、試験研究機関や大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

ウ 地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努める。

エ 地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備の取組との連携を図る。

(仮称)静岡県有機農業推進プラットフォームイメージ



有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

令和2年4月30日

農林水産大臣 江藤 拓

有機農業の推進に関する基本的な方針

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合（以下「国産シェア」という。）の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機農業に取り組もうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体や農業団体等と連携し、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るためには、消費者が更に容易に国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者などが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）
- ② 地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）
- ③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者などが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行うことが重要である。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10年後（2030年（令和12年））を目標年として設定する。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009年(平成21年、約1,300億円)及び2017年(平成29年、約1,850億円)の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030年(令和12年)に3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年(令和12年)に210億円と設定する。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017年(平成29年)では約60%(推計値)となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030年(令和12年)には84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合で評価することとし、2017年(平成29年)に17.5%であるこの割合を、2030年(令和12年)には25%に引き上げる取組目標を設定する。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017年(平成29年)には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年(令和12年)には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009年(平成21年)に11.8千人であった有機農業者数を、2030年(令和12年)には36千人に増やす取組目標を設定する。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

第2に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機 JAS に定められた取組水準（以下「国際水準」という。）以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機 JAS 制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げっていくこととする。

② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壌専門家の活用や土壌診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・

強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構（農地バンク）の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が国の有機農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品を入手できるような環境づくりに努める。

① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

② 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機 JAS など関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

(2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探るとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農

業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域において、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待できることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働き掛ける。

2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働き掛ける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10年後（2030年（令和12年））を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。